

議案第 77 号

海老名市市税条例等の一部改正について

海老名市市税条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

平成 27 年 12 月 3 日提出

海老名市長 内野 優

提案理由

地方税の猶予制度の見直し及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の制定に伴い、所要の改正を行うため

## 海老名市市税条例等の一部を改正する条例

### (海老名市市税条例の一部改正)

第1条 海老名市市税条例（昭和30年条例第13号）の一部を次のように改正する。

第8条から第12条までを次のように改める。

#### (徴収猶予に係る市の徴収金の分割納付又は分割納入の方法)

第8条 市長は、地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第15条第1項又は第2項の規定による徴収の猶予（以下この節において「徴収の猶予」という。）又は同条第4項の規定による徴収の猶予をした期間の延長（以下この節において「徴収の猶予期間の延長」という。）をする場合には、当該徴収の猶予又は徴収の猶予期間の延長に係る徴収金の納付又は納入について、当該徴収の猶予又は徴収の猶予期間の延長をする金額を当該徴収の猶予又は徴収の猶予期間の延長をする期間内において、当該徴収の猶予又は徴収の猶予期間の延長を受ける者の財産の状況その他の事情からみて合理的かつ妥当なものに分割して納付し、又は納入させることができる。

2 市長は、法第15条第3項又は第5項の規定により、徴収の猶予又は徴収の猶予期間の延長に係る市の徴収金を分割して納付し、又は納入させる場合においては、当該分割納付又は当該分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を定めるものとする。

3 市長は、徴収の猶予又は徴収の猶予期間の延長を受けた者がその納付期限又は納入期限までに納付し、又は納入することができないことにつきやむを得ない理由があると認めるときは、前項の規定により定めた分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を変更することができる。

4 市長は、第2項の規定により分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を定めたときは、その旨、当該分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額その他必要な事項を当該徴収の猶予

又は当該徴収の猶予期間の延長を受けた者に通知しなければならない。

5 市長は、第3項の規定により分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を変更したときは、その旨、その変更後の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額その他必要な事項を当該変更を受けた者に通知しなければならない。

(徴収猶予の申請手続等)

第9条 法第15条の2第1項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 法第15条第1項各号のいずれかに該当する事実があること及びその該当する事実に基づき市の徴収金を一時に納付し、又は納入することができない事情の詳細
- (2) 納付し、又は納入すべき市の徴収金の年度、種類、納期限及び金額
- (3) 前号の金額のうち当該猶予を受けようとする金額
- (4) 当該猶予を受けようとする期間
- (5) 分割納付又は分割納入の方法により納付又は納入を行うかどうか（分割納付又は分割納入の方法により納付又は納入を行う場合にあっては、分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を含む。）
- (6) 猶予を受けようとする金額が100万円を超える、かつ、猶予期間が3月を超える場合には、提供しようとする法第16条第1項各号に掲げる担保の種類、数量、価額及び所在（その担保が保証人の保証であるときは、保証人の氏名及び住所又は居所）その他担保に関し参考となるべき事項（担保を提供することができない特別の事情があるときは、その事情）

2 法第15条の2第1項に規定する条例で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 法第15条第1項各号のいずれかに該当する事実を証するに足りる書類
- (2) 財産目録その他の資産及び負債の状況を明らかにする書類
- (3) 猶予を受けようとする日前1年間の収入及び支出の実績並びに同日以後の

## 収入及び支出の見込みを明らかにする書類

(4) 猶予を受けようとする金額が 100 万円を超える、かつ、猶予期間が 3 月を超える場合には、地方税法施行令（昭和 25 年政令第 245 号。以下「令」という。）第 6 条の 10 の規定により提出すべき書類その他担保の提供に關し必要となる書類

3 法第 15 条の 2 第 2 項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 市の徴収金を一時に納付し、又は納入することができない事情の詳細
- (2) 第 1 項第 2 号から第 6 号までに掲げる事項

4 法第 15 条の 2 第 2 項及び第 3 項に規定する条例で定める書類は、第 2 項第 2 号から第 4 号までに掲げる書類とする。

5 法第 15 条の 2 第 3 項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 猶予期間の延長を受けようとする市の徴収金の年度、種類、納期限及び金額
- (2) 猶予期間内にその猶予を受けた金額を納付し、又は納入することができないやむを得ない理由
- (3) 猶予期間の延長を受けようとする期間
- (4) 第 1 項第 5 号及び第 6 号に掲げる事項

6 法第 15 条の 2 第 4 項に規定する条例で定める書類は、第 2 項第 4 号に掲げる書類とする。

7 法第 15 条の 2 第 8 項に規定する条例で定める期間は、20 日とする。

（職権による換価の猶予の手続等）

第 10 条 第 8 条第 1 項の規定は、法第 15 条の 5 第 2 項において読み替えて準用する法第 15 条第 3 項及び第 5 項に規定する条例で定める方法について準用する。

2 第 8 条第 2 項から第 5 項までの規定は、法第 15 条の 5 第 2 項において読み替えて準用する法第 15 条第 3 項又は第 5 項の規定により、分割して納付し、又は納入させる場合について準用する。

3 法第 15 条の 5 の 2 第 1 項及び第 2 項に規定する条例で定める書類は、次に掲

げる書類とする。

- (1) 第9条第2項第2号から第4号までに掲げる書類
- (2) 分割納付又は分割納入させるために必要となる書類  
(申請による換価の猶予の申請手続等)

第11条 法第15条の6第1項に規定する条例で定める期間は、6月とする。

- 2 第8条第1項の規定は、法第15条の6第3項において準用する法第15条第3項及び第5項に規定する条例で定める方法について準用する。
- 3 第8条第2項から第5項までの規定は、法第15条の6第3項において準用する法第15条第3項又は第5項の規定により、分割して納付し、又は納入させる場合について準用する。
- 4 法第15条の6の2第1項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。
  - (1) 市の徴収金を一時に納付し、又は納入することにより事業の継続又は生活の維持が困難となる事情の詳細
  - (2) 第9条第1項第2号から第4号まで及び第6号に掲げる事項
  - (3) 分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額
- 5 法第15条の6の2第1項及び第2項に規定する条例で定める書類は、第9条第2項第2号から第4号までに掲げる書類とする。
- 6 法第15条の6の2第2項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。
  - (1) 第9条第1項第6号に掲げる事項
  - (2) 第9条第5項第1号から第3号までに掲げる事項
  - (3) 第4項第3号に掲げる事項
- 7 法第15条の6の2第3項において準用する法第15条の2第8項に規定する期間は、20日とする。  
(担保を徴する必要がない場合)

第12条 法第16条に規定する条例で定める場合は、猶予に係る金額が100万円以下である場合、猶予期間が3月以内である場合又は担保を徴することができない特別の事情がある場合とする。

第18条中「地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第20条の2」を「法第20条の2」に改める。

第23条第2項中「地方税法施行令（昭和25年政令第245号。以下「令」という。）第46条の4」を「令第46条の4」に改める。

（海老名市市税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 海老名市市税条例等の一部を改正する条例（平成27年条例第23号）の一部を次のように改正する。

第1条のうち海老名市市税条例第2条第3号及び第4号の改正規定を削り、同条例第35条の2第7項の改正規定中「法人番号」の次に「（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下市民税について同じ。）」を加え、同条例第56条の2第1項第1号の改正規定中「）又は法人番号」の次に「（同条例第15項に規定する法人番号をいう。以下固定資産税について同じ。）」を加え、同条例第79条第2項第2号の改正規定中「いう。」の次に「以下この号及び」を、「）又は法人番号」の次に「（同法第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）」を加え、同条例第121条の3第2項第1号の改正規定中「）又は法人番号」の次に「（同条例第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）」を加え、同条例第135条第1号の改正規定中「いう。」の次に「以下この号において同じ。」を、「）又は法人番号」の次に「（同条例第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）」を加える。

附則第1条第4号中「第2条第3号及び第4号、」を削る。

## 附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、公布の

日から施行する。